

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が別に定める比率（令和二年金融庁告示第三十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 （この告示の失効）</p> <p>2 この告示は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>	<p>附則 （この告示の失効）</p> <p>2 この告示は、令和三年三月三十一日限り、その効力を失う。</p>